

## 報告集会の概要

### 1. 判決の解説

#### 【柳原弁護士から判決の解説】

精査できていない部分もあるが、まずは要点を説明する。

判決は、除斥期間を認めた仙台判決よりもさらに後退したものとなったという印象。

後退した1点目は、仙台は、優生保護法が違憲なものだったが除斥期間が経過したので救済できない、というものだったという言い方をしていた。

東京判決は、そもそも優生保護法が障害者に対する差別的なものであったという認定をしていない。

あくまでも、原告である北さんには法律の規定している障害はなかった、そうであるとすると、法律が規定している条件を欠くのに手術を行った、だから、この手術は法律が憲法に反するかどうかとは関係なく違法な手術だった。だから、北さんには損害賠償請求権が当時はあっただろう、と認定。けれど、その損害賠償請求権というのは、除斥期間によって消滅している、というのが判断の大きな枠組み。

そして、北さんの受けた被害は、身体的損害・精神的損害を含め、手術時に発生し、ないしは発生が予見できたので、起算点を大きくずらすことはできない、と。

たしかに、昭和50年代には障害者に対する差別意識があったかもしれない。

けれど、少なくとも平成8年の法改正があった時には、障害者差別はある程度解消されていた、という言い方をしている。

後退した2点目は、まだ弁護団として法的な位置づけをまだ精査できていないが、裁判所は、優生思想自体は、19世紀には広まっていた、戦前の国民優生法が成立する以前から社会にあったものだ、その優生思想というものは、たしかに国が優生保護法を作り、手術を推し進め、優生教育を施したが、国が作ったものではないでしょう、という言い方をしているという点。

以上を総合すると、除斥期間を適用するのが相当であるという判断で、損害賠償請求権は消滅している、というのが判断の大枠。

原告に対する手術が違法でそれに対する損害賠償を請求する、というのとは別に、弁護団は、国が何もしてこなかったことについての不作為の違法も訴えてきた。

これについても、判決は、厚労省及び国会議員いずれについても責任は認められないということを言っている。

まず、厚労省については、さきほどもいったように、差別意見を助長したとしても、厚労省自体が差別意識を作ったものではない。政治的・道徳的な責任はあったとしても、国民に対して優生保護思想を排除するような施策を行うことが法的に義務付けられるものではない。

国会議員の不作為については、仙台地裁は、原告が除斥期間で権利消滅した以上、国会が立法により救済を図ることが必要不可欠ということは認めていた。必要なんだけれどもそれはちょっと明白とまでは言えない、という言い方をしていた。

これに対し、東京地裁は、平成8年時点では、障害の有無によって人を差別することは許されないという意識は国内に広く浸透していた、なので、救済に立法が必要不可欠とは認められない、とした。

全面的に原告の主張を退けたというのが東京判決かなと思う。

#### 【岡崎弁護士から】

弁護団で会議をしたわけではないが、判決の評価を。

この判決は全体として、仙台判決から後退した。

ひとつは、国家賠償請求権が発生したとは認定したが、その理由としては、北さんに病気や障害がなかったにもかかわらず手術をした、ということであって、優生保護法自体が違憲であるという判断をしていない。

これに加えて、我々は、証人尋問の中で、権利行使できない特別な事案なのだという主張をしてきた。事情があるんだと、特別な事案なんだということを主張してきた。被害者の方々が権利行使ができるはずもない状況が作出されていたんだと言う我々の主張に対しては、判決の中ではこのように述べられている。

北さんについては、修養学園を退所したあと間もないころに手術をされたことは認識していたのであって、どういう手術が行われていたのかは調査検討する機会があった。不良と

いう烙印を押されたことにより提訴することができなかったという点については、優生保護法の不当性は昭和60年ころにはもう厚労省によって共有されていて、社会にも公表されていたのであるから、20年という除斥期間を適用して北さんの権利を消滅させて問題ない、という判決内容になっている。

我々が訴訟の中で繰り返し主張してきた、この優生手術の問題とか、被害者の方がずっと悩みながら提訴できなかった事情については全く考慮してもらえていない、という印象。他方で、あえて今後につながる判断がなされている部分を挙げるとすれば、まずひとつは、北さんの手術については本人に無断で実施されたものであって、およそ正当化する余地のない違法な行為だという判断をしている点。

2点目は、今回の手術が、実子を持つかどうかについて意思決定をするという憲法13条で保障された原告の自由を侵害するものであるということをも明言しているということ。

3点目は、北さんの損害賠償請求権は20年の除斥期間で消滅したという判断をしているけれども、判決の中ではこのように書かれている。つまり、民法724条後段の起算点をずらす余地があるとしても、その時期はせいぜい60年代、遅くとも平成8年の改正時点までと言っている。起算点をずらす余地があることについては高裁につながる部分なのかなと思う。

(休憩)

#### 【質疑応答】

※全部は書きとれていないので抜粋です。

Q.立法不作為の論理構成について、もう少し詳しく解説してほしい。

A.判決を見てもあまり書かれてない。平成8年の改正時点で、人を差別することは許されないという意識が国内に広く浸透していた。なので、優生条項を削除するということのほかに立法するべき必要不可欠性はなかったしそれが明白。

Q.平成8年の優生保護法改正が、差別になっていることを正面から認める…という評価をしたのか

A.おそらくはっきりは書かれていない。

Q.北さんに障害がないとか優生手術の要件を満たしていないという認定は弁護側が求めたのか

A.障害がないのに手術をしたのがおかしい、という主張は、していない。一貫して、あの優生保護法自体、優生手術を行ったという歴史的な過ちを認めて謝罪せよという主張をしてきた。これに対して、国の方が、判断回避して、北さんについては障害がなかったんだからおかしいよね、というのが判決。

Q.優生思想そのものに対する評価はなかったのか

A.優生思想そのものに対する評価は、リップサービスとして、国民が疾病や障害の有無により分け隔てられることのない社会の実現に向かっていきましょうと書かれているのみ。

【北さんより】

今日の裁判の判決で、ほんとに、もうなんて言っているのかわからないけども、不当な裁判…もう言葉が出なくなりました。

でも、この裁判に打ち克ちたい、仙台と同じように、除斥期間が過ぎたから請求できない、まさに同じことを言われるとは思っておりませんでした。

どうしたらみんなに…報告することすらできない状態で今もおります。

私は死ぬまで闘う、もうそう思いました。

国は勝手に私の体にメスを入れて、知らぬ存ぜぬ、責任さえもない、そんなことで許せるわけがありません。

今日の判決で、本当に残念な気持ちでいます。

義理の姉さんにも、仙台にいる姉さんにも報告したいが、いったいどんな報告をすればいいのか、未だわかりません。

でも、この苦しみを墓場まで持っていきたくない、そう思っております。

そのために、私は、控訴します。

先生と一緒に闘っていきます。

どうか、被害者のみなさんとともに、また、弁護士先生の応援のために、みなさんの応援のために、私は頑張っています。

どうかよろしくお願いします。

【全国弁護団長の新里弁護士より】

北さんも12時過ぎあたりからお会いして、ずっと疲れたんだろうなと思いつつ、まだあの力を振り絞って今思いを語ってくれたのかという風に思っている。

仙台判決では、請求棄却と言われながらも、勝訴判決じゃないの？って思った。8合目判決、次につながる判決だという風に話をさせていただいた。優生保護法は違憲であると明確な判断が出た。

しかし、今日の判決を見て、結論も内容も聞いていると、全く入口のところでこの被害を裁判所は理解していなかったんじゃないのか。何のために市野川証人尋問をしたんだろうか。優生手術の被害の特徴、いわゆるドイツよりひどい、不良な子孫を増やさないようにする、声も上げられないようにする、更にいえば、1954年厚労省通知で「だましてもいい」とある。

被害だと認知できない、それが、今回の案件の中にも少し書いていて、優生手術を受けたということを認識してたんだろうって言いますけど、それがどの法律でどうかっていうのが、そりゃあ裁判所は法律の専門家だからそれは優生手術を受けたといたらそれは優生保護法だとわかるけども、実際は、2万5000人の被害者が1人も声を上げられなかった。

その被害の構図をきちっと裁判所に理解していただきたい。

お姉さん、北さんの尋問の中でその構図が出ていたのに、判決では何も触れていない。まさか寝ていたわけでもないし、証人尋問は調書として残るわけですから、どうも裁判所からすると、不利益なことはねぐっちゃったとしか言いようがない。

さらに言うと、今回、仙台地裁からすると、優生保護法は憲法13条に違反すると述べたことがどうもはっきりしない。優生保護法は憲法13条には違反すると明確に述べたかどうかどうもはっきりしない。4条12条の要件に該当しないのに手術をした違法は認めながら、そして、その手術の内容は、子どもを持つかどうかの自由を奪ったということからすると、憲法13条には違反するとはいいながら、私達が一番求めていた、優生保護法が憲法13条に違反するかどうか、一番基礎のところがこの判決の中では抜け落ちているのではないか。

それだけ法律に対しての理解が不十分で、結論が国を勝たせる、その中で、優生保護法の違憲性には首を突っ込まないという形になっていったのではないか。

こんな判断は、本当に上で維持されるのだろうか、と思うほど、なんもない判決だった。

ただ、ひとつ、除斥期間の問題については、平成8年の法改正、北さんが提訴したのは30年の5月、28年の6月までに提訴すればよかったのにね、というのであれば怒り心頭。平成8年前に起算点をずらすのは、上では維持されないと思う。

さきほど言ったように、加害の構造で北さんがなんで提訴に踏み切ったのかというと、佐

藤さんの仙台の提訴。客観的に提訴が可能になったというのは平成8年ではない。この点がこの裁判の中で明らかになっている。だから、きっとこれはうちかてる。

これは国内だけの問題ではない。国外でも最近であれば、国会の中で調査が始まるということになった、医学会も謝罪している。その意味では、他の関与した人たちがみんなこれは人権侵害で今も何とかしなきゃならない被害だと、多くの人が理解してて、理解できていないのはもしかしたら人権の砦の裁判所だけではないのかなと思うと、非常に暗澹たる思い。

救済するために、救済しなくていいのかっていう大きな世論形成も必要になってくるのでは。

今日は勝てればいいなと思ってきたが、まさかこんなひどい判決をもらうと思っていなくて、ただ、北さんのファイトを大きくして、みんなで闘うしかないと思っているので、今後ともよろしくお願いします。

#### 【関哉弁護士】

ご参加いただいてありがとうございます。いつも応援くださって、こんな判決になってしまって申し訳ない。北さんが本当に喜べる判決を持ち帰りたかった。

どういう結論が出て最高裁まで行くだらうとは思っていたが、早くいい判決がほしかった。除斥期間の壁は厚かったが、それは最高裁でしっかり判断をしてもらおう。優生思想というところもちゃんと踏み込んでもらって、権利行使できなかった社会的背景が今も続いているという、そういった結論を受けての除斥期間不適用、そして被害の救済、みんなの笑顔が見られればいいなという風に思っているし、それに向けて引き続き皆さんに応援いただきたいなと思っている。

東京弁護団でも声明を出したので、画面共有しながら読み上げる。

(読み上げ)

北さんは、裁判所を信じてここまで裁判を続けてこられたのですが、またもや裏切られた形になってしまったが、引き続き全力を尽くして北さんを応援してその権利回復をしていきたいと思っている。

判決のポイント、もう一度。

1つは、北さんの被害が、優生保護法の4条12条いずれかの者ということで認められるのかという論点が一応あった。これは、北さんには手術の記録がないから。診察を受けて優生手術の傷と間違いないだろうということで提訴に踏み切った。

他の地裁で行われている訴訟の原告についても、ほとんどの方が記録がないという事件において、この被害に関して、優生保護法に基づく被害だと認めたことについては評価をしていい。

というか、評価点としてはそれぐらいしかないと言ってしまってもいいと思う。

弁護団は、この被害の実態や全国の被害実態を挙げ、かつ、どんな人権を侵害するのかと、中心は個人の尊厳だが、どれだけ多くの重要な人権を侵害しているのか、そこが根本なのだということを主張してきたが、裁判所は非常に軽く、実子を持つ意思決定とその自由を侵害するとしかなかった。肩透かしだなという印象。

除斥期間を中心に争っていて、仮に除斥期間が適用されるようであれば、被害と権利が消えるんだからその被害を回復するための措置をすべきだということで、二次的に立法不作為を論点にしたが、後者の立法不作為については判決はほとんど書いてない。判決を見て思ったのは、やはり主戦場は除斥期間が適用されるか。ここに尽きる。

この被害が、被害回復を当事者ができない社会があったということ、そこで勝ち切らないとこの事件は勝てないとあらためて思った。

今回の判決は平成8年の法改正をした、その時点では、優生条項の問題点は明らかになっていたので提訴が可能になったんだろうというのは、理屈としてはありうるのはわかるが、実際の状況としてそんな社会の状況にあったのか、と。平成8年がその前後の契機なのかと。ここで聞いていただいている皆さんがそうじゃないと思っていただいていると思うが、この平成8年で法改正を…にされてしまうと、この実態が見えなくなる。

なぜ北さんが、平成8年以降平成30年まで提訴ができない状況にあったのかと。なぜ自分の被害がこういう被害だと知るきっかけがなかったのかという本質に踏み込まないとこの事件は勝てないなという風にあらためて思う。

裁判所の判断が間違っているというのは簡単だが、我々も主張が足りないところがあらためてわかったので、高裁に向けてしっかり補充していかなくちゃいけないし、でも実際のところは、これは、社会全体がこの法改正とか優生条項の問題点をみんな知っている状況に

なるまで周知してこなかった、社会問題として提起してきたのか、マスコミがどうなのか、障害者団体がどうなのか、と。

もちろん積極的に動いてくださっていた方がいらっしゃるということを前提とするが、社会全体がこの平成8年から30年までの間に、この問題を社会認知すべき問題としてできたのかっていう、これは厳然たる事実なので、ここの部分をしっかり厚く展開して行って、裁判所に理解をしてもらい、この間の差別や尊厳が侵害されるという状況がずっとつづいていたという事実が理解されれば勝つだろうし、除斥期間の適用などが考えられてきた北さんも救済されるんだろうなど。

課題もたくさん見えてきた判決なので、他の地域の弁護士もエールを送ってくれたけども、くじけることなく、次ちゃんと勝訴判決を取れるよう闘って行きたいと思いますので、引き続き応援のほどどうぞよろしく願いいたします。

今日はどうもありがとうございました。

#### 【佐藤路子さんのコメント（ZOOM）】

今いろいろ弁護団の方からお話を聞く中で、今日の判決は司法判断の何か、…の低い判決だと思えます。

それで北さんの手術については認めている。手術か憲法13条の意思決定権人権侵害についても認めている。

20年の除斥期間の消滅と、平成8年の法改正にはもう差別が解消されている、裁判するんだったら、じゃあ、平成8年前にすればよかったのかっていうことになるんだけども。

私が知ったのは今から4年くらい前の飯塚さんが日本弁護士会に、人権救済をするっていうことで知った。

だからそれを、裁判を見て、北さんもそれを見て裁判を起こしたのだから、平成8年には大概是知る由がなかった。だいたい旧優生保護法自体わからないし、それが母体保護法に変わったとしても、言葉としては、産婦人科医院に行くとかそういう看板はあるけれどもそれは理解できなかったと思う。だからこの平成8年で線引きするのはどう考えても納得できないと思う。だいたい納得できないと思う。

北さんの、NHKで先ほど映像流れて、力強く、力の限りやると、控訴します、っていうことを聞いて、私達も仙台判決でも敗訴はしたけれどももっと頑張る頑張らなくてはいけないっていう勇気もらった。



## 【大橋由香子さんのコメント（ZOOM）】

弁護団の皆さん、北さん、佐藤さん、本当に悔しい。

この判決は、私達を分断させようとしている判断だと思った。北さんがいわゆる優生保護法の適用に当たらない、いわゆる、狭い意味での障害者ではない、だから訴える資格があった、みたい。これは、飯塚さんが29年以上前に声が出た時に、私たちが今ちょっとやっぱりざわめいたところと同じ、つまり、私自身は障害者ではないのに手術を受けさせられたという人と、いわゆる本当に障害者として受けさせられた人を分けて、障害者をわけて、それぞれを納得させてくっていか、それぞれを諦めさせていこうとする考え方だと思う。

どっちにしろ不良な子孫という風にあてはめるとにかく国や法律や行政が都合のいいようにレッテルを貼った人に対しては手術をしてもいいという、それが優生保護法の本質だと思う。

なのに、北さんや弁護団が訴えてもないようなことを持ってきて、北さんはいわゆる障害者でないということでもなんかちょっとだけ救ってみると。非常に分断を図ろうとしていると思った。

そして1996年に優生保護法が母体保護法に変わった時、その時もう生きていたので、それはぜひお伝えしたいのだが、そんな国民的議論になっていません。（判決では）その時には障害者差別だということが何か今知れ渡っていた、あるいはその前に、厚労省の中でも優生手術が問題だということが何かわかっていたみたいに見えるが、まずそれは一般市民には全く伝わっていない。それに加えて、その優生思想が問題だと厚労省の中でも議員もわかっていたけど、それがなかなか変えられなかったのは、優生保護法のもう一つの側面である人工妊娠中絶がまだできるということ、それで人工妊娠中絶が必要だといっている人たちが何かこう、反対するという政治的側面があったから優生思想なくすことが遅れたんだみたいな、そういう風に読み取れる一文があったと思う。

ほんとにもう、厚労省の人たちは分断しようとするのです、障害者がこういってるから、女性がこういってるから、と、お互いを対立させてきた、本当にそのことをまた思い出させるような感じだった。

そしてハンセン病の方たちとはここが違うっていうそういうやり方もしていた。なんでそういうふうと同じように不良な子孫、あるいはあなたの権利はない不妊化してもいいというふうに関に勝手に決められた人たちが、今優生訴訟をめぐって一緒になって運動してきているところにちょっとずつ違いを入れていく。

私は、ジェントルマンな態度だったあの裁判官裁判の人たちに、本当に司法というもの

に対して非常に市民感覚とのずれ、あるいは人権というものに対する感覚のなさ、法律論はわかりませんが、本当にこの国の市民でいること、ああいう司法を許している、許してきてしまった自分たちというところ何とかしなきゃと思った。今回のことは本当にご都合主義だと思った。時間が経ってしまった、つまり、厚労省は問題解決をずっと時間をかけていた。そうやって20年経つのをあなたたちは待ってたんですかって本当に言いたくなる。

怒りの値が上がりすぎた。仙台判決でもがっかりしたが、がっかりの度合いが本当にこの国の人権、私達の権利というものに対する、基本的に見方が本当にどこかずれていらっしやるんじゃないですかと申し上げたいと。判決の最後のところで、ともにうんたらかんたらとか言ってますが、それをやるためにこそ、あなたたちはちゃんと判決するべきだったんじゃないかと思う。

でもこれでちょっと元気になった、悔しいから元気になったので、また皆さん一緒に頑張っていきましょう。

#### 【採澤弁護士】

補足。

先ほど質疑応答のなかでもあったが、裁判所が北さんは優生保護法の対象ではないにもかかわらず、手術を受けさせられたことが違法であるという認定をした。

それゆえ違憲判断は受けたという結果になってしまった。その背景事情として、別途説明しておく、我々は訴状の段階で、厚生労働大臣が…手術を推進していて、その内の一つとして北さんの手術が行われたということは、メインの論点としてももちろん論じていたわけだが、審査会がなされていたから優生保護法が正当化されるんだっていうような国の反論も考えられたので、補足的に、審査会員数はずさんに運用されていたんだということも補強的に主張していた。

本来の判決では、その前半の一番大事な、優生手術を国が推進していったその被害の一つだったんだということについては全く判断されず、その後そもそも補強的に付け足した審査会がずさんに行われたんだというような付け足し部分を取り出して、とても小さい判断がされたというような認識でいる。

#### 【JD代表藤井さんのコメント (ZOOM)】

## 【東次郎さんのコメント】

(読み上げ)

## 【質疑応答】

Q.判決は入口にも行っていないとのこと、今回の判決に関して、仙台高裁にはどのような影響を及ぼすと考えられるか

A.新里：なんで入口に立ってないかと言ったかという、私達が一番求めてきたのは、優生保護法が憲法13条とリプロダクティブ・ライツを侵害するんだ、ということを得得目標にして闘った。そういう意味では大変後退した判決。仙台高裁に影響させないようにしないといけない。除斥期間の適用の関係からすると、母体保護法に改正された時点で98%の被害者が除斥期間に当たってた、だから提訴できなかった、という話をしたら、いや提訴それまでできたよねってなってる。ここのたとえば論理矛盾。世論を盛り上げないで知らせないであの議員提案でやった。大きな議論が、国民的議論があったとも全く思わない。60年代にいろんな議論があったというのは、厚労省が調査結果を昨年発表したことによって、少し明らかになってきたこと。なんでそれをみんなに知らせないんだよ、って思ったが、みんなわかってたよね、とか言われて。2万5000人の方が全く提起できなかった。なんでできたの。

(語りが熱すぎてメモしきれず…)

この裁判が孤立した裁判ではないんだってことだと思う。

国連の2016年の勧告、権利条約の、昨年10月に、仙台判決を意識して質問が出されている。国連の人権機関からすると、人権救済は時効の制限をしない。6月18日の会期末に調査をするってことが決まり、医学連合ですかね、検討結果が出てきている、大きな流れができていている。その流れの中で、私達は判決を取っていく。

その時にこの東京地差判決を超えることができる、仙台高裁から各地の地裁でもよい判断がもらえるんじゃないかと思う。

## 【関哉】

## 【市野川】

(※会場に音声が届ける作業をされていて書きとれず)

【質疑応答】

Q.優生保護法が違憲とまでは言っていないか？

A.いない。違憲と判断したのかという記者からも同様の質問があったが、憲法上の権利を侵害するという判断をしたが、明確に法律が違憲だという話はしていないということで、仙台判決と比べればそこは後退している。法律自体違憲とは言っていない。その意味では仙台よりぬるい。

判決文の引用です。「憲法13条は、国民の私生活上の自由が公権力の行使に対して保護されるべきことを規定しているものであり、実子をもつかどうかについて意思決定をすることは、当然、同条により保護されるべき私生活上の自由に当たるものと解される。」「本件優生手術は、少なくともこのように憲法で保護された原告の自由を侵害するものといえる」ということで、本件優生手術は少なくとも憲法で保障された原告の自由を侵害するものだと、そういう判断は一応している、それ以上はしていない、ということ。

Q.憲法17条の主旨による法律の適用制限が認められないという根拠はあるのですか？

A.新里：仙台でも、適用制限みたいな主張をしていたところとおなじようなところ、この判決の中では簡単に切られてしまった。仙台では釈明もあったが…適用制限のところをきちんと…起算点をどこでかんがえるのかという2つになるのかなと。

市野川先生が話していただいたように、この優生手術の被害というのをどうとらえていくかという、…

ダーティなこと。きちんとごめんなさいをして、救済しますと言わないといけないのでは。騙して20年過ぎたから駄目だよ、と。二度騙されたようなもの。そういうことをよく裁判所が言えるよね。

お姉さんの尋問、北さんの尋問を聞いて、優生手術の構造を裁判所にわかってもらったんじゃないかなと思っていた。単なるガス抜きだと思われたのだろうか。

ここについてはきちんと戦っていつ覆すことができる判決にならないんだろうなと。そういう意味では、市野川先生ありがとうございました。

(※全体的に熱くて書きとれず)

### 【JDF藤井】

平成8年で、差別意識がなくなったと???そんなわけない。

新型コロナで選別が行われたり、植松元被告の言葉とかね。

とても薄まってなんかいない。

一時金も620人。スティグマ。法改正の運動。

国際規範に照らしてもう一度考えていく。

これからもあきらめずに取り組んでいく。

(※力尽きてあまり書きとれず)

### 【最後に北さんの言葉】

今日は残念な結果になりましたけども、また先生と一緒に控訴して、なにがなんでも打ち克ちたい、そういう思いでこの裁判を。私ひとりじゃない、大勢の人たちがいるその人たちのためにも闘っていきます。

国に対して、謝ってもらいたい、そういう気持ちなんです。お金じゃないんです。

墓場までこの苦しみを持っていきたくない。そのためにも先生と一緒に裁判で何回も闘っていきます。

被害者の皆さん、応援してください。これからも引き続き頑張っていきます。

私は何が何でも闘っていく、そういうつもりでいます。

みなさんの応援をこれからもよろしくお願いします。

(拍手)

### 【スタッフ】

本日はZOOM会議ありがとうございました。

不慣れな運営でご迷惑をおかけしたかと思いますが、

私たちの活動を見守っていただければと思います。

本日はどうもありがとうございました。